

平成29年第14回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成29年12月8日(金) 午後1時30分

2 閉会 平成29年12月8日(金) 午後2時58分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 なし

5 出席を求めた農地利用最適化推進委員

5人

伊丹 良夫 小西 安彦 渡邊 則文 植田 忠晴 若林 勤

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 前田 英子 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝

7 議事録署名委員

1番委員 2番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第55号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第56号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第57号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第58号 農用地利用集積計画案について

報告第36号 農地法第3条の規定による農地等の利用状況の報告について

報告第37号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について

報告第38号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

第4 その他

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(次長)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦労様です。

12月に入り非常に寒くなってきております。山の木の葉も散り、とても寂しく見えます。お体には十分留意していただければと思います。

先般、11月30日から2日間、全国農業委員会会長代表者集会へ出席をいたしました。そのことについて報告をさせていただきます。農地利用の最適化に全力をあげようということで、開催の目的につきましては、昨年の4月に農業委員会等に関する法律の改正を受けて、農業委員会組織は、農地利用の最適化を進める組織改革を始め、農地情報の収集、提供、担い手の育成に取り組むようになりました。

本年7月に約1千の農業委員会が新体制へ移行し制度改正の主眼である農地利用の最適化の実現に向けて取組みを強化しているところであります。今後、農業委員会は地域の代表として農地制度の適正な執行、認定農業者等の意欲ある担い手の確保・育成、農地の利用集積や遊休農地の発生防止の解消、新規参入の推進等の農地利用最適化に向け取組みの強化に全力を挙げていく必要がある。このため全国の農業委員会の会長代表者が一同に介し、農地利用の最適化を加速するための研修会へ参加いたしました。約1千の農業委員会が今年の7月に新体制になったのですが、最適化ということで遊休農地、荒廃農地について、総社市におきましては流動化推進員が101名、農業委員が15名、農地利用最適化推進委員が18名であります。私たちも農地を大切にさせていただいて、取り組んでいきたいと思っています。皆様方の力も借りながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

翌日は、千葉県に行きまして、4つの村が合併しまして、小学校が11校あるのですが、来年の4月には4校になってしまうということで、非常に過疎が進んで人口が減っているということでもあります。そこは、ほ場整備を約13町実施しておりまして、稲作でコシヒカリを作付けし、収穫は8俵半から9俵を目指しているということでした。66歳の方が組合長で、地域が草だらけになってはいけないということで頑張っている。農地を荒らさないということで頑張っております。過疎が進んでいることから、地域が寂しいように感じました。

総社市では、人口が増えてきています。振り返ってみると総社は住みやすいのかなと思います。

先般、皆様方と宍粟市へ研修に行きましたら、平成25年に合併した時は、4万8千人の人口が

今3万7千人になった。土地付きの空き家をやっていますが、15件のうち9件の成約があったんですがとても厳しいのではなかろうかと思えます。総社市は、場所的、気候的、災害的にも良いのではなかろうかと思っております。皆様方も住まわれて総社は良い所だと思われるものだと思います。遊休農地などないように一緒になって取り組んでいきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただ今より平成29年第14回総社市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席者は、農業委員15名で欠席者はいません。

農地利用最適化推進委員には、5名出席していただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、1番委員、2番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よりお願いいたします。

【議案第55号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

それでは、早速、付議事件の審議に入らせていただきます。

議案第55号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第55号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

(農地担当)

今回は、2ページの33番、4ページの32番の2つは関連がありますので、一括審議とさせていただきます。また、3ページ36番と議案第57号の8ページ61番が関連案件でありますので一括審議とさせていただきます。

【受付番号30番】

(農地担当)

それでは、30番、北溝手の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員)

渡し人は、渡し人のお父さんが亡くなられた時から、親戚先である受け人へ今回の農地も含めて

耕作をしてもらっていたそうでもあります。以前から話はあったのですが、今回、正式に受け人へ渡したいという話になりました。今までの耕作者と何ら変わらないことから、地元としては、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは30番につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

30番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、30番は許可されました。

【受付番号31番】

(農地担当)

続きまして、31番、井尻野の件につきまして地元委員の説明をお願いします。

(3番委員)

この農地は、県道黒尾線沿線から市営の浅尾団地の近くにあり●●●の北側付近になります。1枚が3反の田であります。3年ぐらい前までは休耕田でありました。一昨年の秋ごろから、今回の受け人が借り受けて耕作をしていました。ちょうど3年ぐらい前になりますが、事務局に渡し人の代理人から相談がありました。農地の管理をしてもらえる方がいないでしょうかという相談でありました。その当時からできれば購入してほしいとのことでありましたが、どのような土質などが分からないことから、まずは耕作させてくださいということになりました。受け人の方は若い方あります。果樹をされており大規模に営農をされております。今回の農地から、約200メートル程度離れた所にも農地を所有しています。このことから、通作にも問題ないと思います。耕作を始めて以降は、この地域の溝掃除などにも参加をいたしております。

地元といたしましては、今回の所有権移転については問題ないと考えていますので、よろしく願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

31番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、31番は許可されました。

【受付番号32, 33番】

(農地担当)

続きまして、33番と4ページの32番の新本の件につきまして、一括して地元委員の説明をお願いします。

(1番委員)

2ページの33番になりますが、渡し人と受け人は兄弟になります。申請地は、昔に兄が相続したものであります。今回の申請は、兄が相続した農地を弟へ所有権移転しようとするものです。また、今回の申請地のすぐ横の田は、弟が相続をして耕作をしています。申請の理由であります、跡取りである弟へ農地の管理をしてもらうということでもあります。

それと、4ページの32番についてであります。2ページ33番の受け人と同じ人です。会社も定年になることから本格的に農業を行うということで、農地法による使用貸借権の設定をしようとするものであります。

受け人については耕作もされており、地元としては何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、この2つの件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

4ページの32番、2ページの33番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号34番】

(農地担当)

次に、34番、日羽の件につきまして、地元委員の説明をお願いします。

(10番委員)

受け人と渡し人は親子の関係になります。渡し人が高齢になったことから、息子へ名義を変えたということから、今回の申請になったものであります。今回の受け人であります息子さん、現在も両親と一緒に耕作をされています。地元としては、何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(農地担当)

日羽地区担当の植田委員、何かありましたらお願いいたします。

(植田委員)

10番委員から報告のあったとおりであります。

渡し人は、他の方から農地を借りて4反強の耕作をされています。その耕作も息子さんと一緒にやられています。今回は、名義を変えるということであります。農地の確認、申請内容の確認、農機具の確認をいたしました。何ら問題ないと思っております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

34番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、34番は許可されました。

【受付番号35番】

(農地担当)

次に、35番、久米の件につきまして、地元委員の説明をお願いします。

(4番委員)

受け人はお父さんと一緒に米を中心とした農業をやっておられます。農業自体はお父さんが中心

となってやられているのですが、申請の農地は受け人が耕作中の農地であります。農地の周辺には受け人が耕作する大半の農地があります。今後における耕作の効率性等を考えると利点が多いと思います。

地元としては、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

(農地担当)

久米地区担当の伊丹委員、何かありましたらお願いいたします。

(伊丹委員)

譲り受け理由にもありますように、受け人は増反によるもの。渡し人は労働力不足によるものがあります。渡し人の夫が5、6年前に亡くなりました。農業を主として行っている渡し人の父母も高齢になっております。また、受け人の方は40代の若さで70代の父母と同居しております。農業もかなりやっておられます。

そのような状況でありますので、よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

35番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、35番は許可されました。

【受付番号36番、61番】

(農地担当)

続きまして、新本の36番と農地法第5条の8ページ61番について、一括して審議を行います。

なお、一括した審議になりますので、61番の農地につきまして事務局からお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

12月5日の13時から会長、11番委員、農地利用最適化推進委員の小西委員、東委員、事務局職員1名、それと私とで現地調査をいたしました。

この件につきましては、場所は●●●●●の南側で新本川の南の集落になります。現地は畑として使用されていました。一部野菜が植えられていました。申請地の東側は田、西は宅地、南は道路、北側は田を隔てて水路がありました。農地転用した場合の周辺農地への影響ではありますが、支障ないと思います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、一括して地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員)

添付されている地図を見ていただければと思います。

今回は、農地法第3条部分と農地法第5条部分になります。農地法第3条の受け人と農地法第5条の転用事業者の関係は、祖父と孫の関係になります。農地転用した残地部分を農地法第3条で祖父が購入しようとするものであります。

まず、農地法第3条による受け人の状況ではありますが、現在も営農をされており地元として何ら問題ありません。

次に農地転用における周辺農地への影響ではありますが、隣接する農地は畑として利用されていることから、用水等については影響ないと思われます。日照、通風につきましても影響ないと思われます。土砂等の流出の発生もないものと思われます。

以上のことから、農地法第3条及び農地法第5条につきまして、地元として何ら問題ないと思われますので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、何か質問等ありましたらお願いいたします。

(4番委員)

●●●●さんと●●●●さんは親子ですか。

(1番委員)

祖父と孫になります。

(4番委員)

●●●●さんが農地を譲り受けて農業をするのですか。

(1番委員)

●●●●さんの孫と一緒に農業をする予定であります。

(農地担当)

他にありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、61番について農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

3ページ36番の案件と8ページ61番の案件を許可することに、ご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、36番と61番は許可されました。

以上で議案第55号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第56号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第56号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

(主査)

【議案第56号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号11番】

(農地担当)

それでは、6ページの11番、中尾の案件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

場所は、●●●から上に上がった所であります。集落の一角になります。現状は畑で野菜を作付けされておりました。東は水路、西は畑、南は田、北は畑を介して申請人の宅地であります。自宅の東前に墓地を設置するようになります。転用した場合の周辺への影響についてはないものと思われま。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員)

現在、申請人の墓地は山の中にあります。墓地の管理に苦慮しているところでもあります。このようなことから、自宅前の畑に墓地の申請をしたものであります。東は畑で野菜を作付けしています。西側も畑で管理されております。そして南側につきましては、草が生えていて管理できていないようでもあります。北側は宅地になります。用水等につきまして影響はありません。排水につきましても支障はありません。日照・通風につきましても墓地ですので支障はありません。土砂の流出については発生しないものと思われまます。総合判断としては問題ないものと思われまます。地域の方々の承諾もいただいております。地元委員としては問題ないと思っています。

よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

次に、農業会議への諮問についてですが、いかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

11番を許可することに、ご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、11番は許可されました。

以上で、議案第56号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第57号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第57号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第57号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号57番】

(農地担当)

それでは、8ページの57番、窪木の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、●●●●の南側になります。現地は埋め立てておりました。東は田と宅地、西側は道路、南側は田、北側は畑と通路がありました。転用した場合の周辺への影響はないように思います。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

この土地は、以前から申請人のお父さんとお父さんの兄弟で●●●しておりました。その当時から車等を置いていました。違法転用ということで問題になっておりました。そのようなことから、今回、更地にしての申請になったものであります。

現地の状況ですが、南東に家、北東に水田、田、西側については道路、南側が排水溝と道路、北側はブロック、畑、道になっています。用水について取入口はありません。排水につきましては南西に排水溝で他は自然排水ということで、申請人へ確認しましとところ、転用許可が下りたら排水溝を設置するということでした。日照・通風は問題ないと思います。土砂の流出等は東側、北側にはブロックがあり問題ないと思います。

始末書も提出されていることから、地元としては問題ないと思います。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

委員さんからの報告にもありましたように、この土地につきましては、平成5年から申請人の父親らが、法の規定を知らず資材置場として使用して現在に至っております。この度、始末書も提出されておりますので申請を受け付けております。

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しております。例外許可規定として集落に接続して設置される施設に該当いたします。

(農地担当)

この件につきまして、すでに露天資材置場として使用していることから、農業委員会として是正するように指導いたしました。更地にして申請するよという話をしまして、今回の申請になったものであります。

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

57番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、57番は許可されました。

【受付番号58番】

(農地担当)

続きまして、58番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

この土地につきましては、●●●●●の南側になります。現地は休耕田でありました。東は田、西は道路、南も道路、北側は●●であります。農地転用した場合の周辺への影響はないものと思えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

申請地の現況については現地調査の説明のとおりであります。用水について影響はありません。排水についても南側道路側溝に排水する予定であります。現場は畑を囲むようにしてU字溝が設置されております。雨水等はそこへ流れると思えます。東側に半分ほど畑が残りますが、所有者の方

と話をされているようです。該当地は農地以外のものに囲まれていることから、近隣農地への影響は問題ないものと思われます。

審議の程，よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願ひいたします。

(主査)

農地区分ですが，市街地化区域に近接し，市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで，第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして，農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで，諮問はいたしません。

それでは，採決いたします。

58番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め，58番は許可されました。

【受付番号60番】

(農地担当)

続きまして，60番，八代の件につきまして現地調査の報告をお願ひいたします。

(9番委員)

この土地につきましては，集落の一面になります。現場は面積を見ていただければと思いますが，3.84平方メートルであります。排水路であります。東は宅地，西も宅地，南側は道路，北は田であります。現在も排水路として使用されております。周辺農地への影響はないものと思われます。以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

地図を見ていただければと思います。

東側の宅地が受け人の家になります。西側も宅地になっております。その北側は田となっておりますが、聞きましたところ数十年も不作付地になっております。現在は関係者と思われる方が草刈り等をやっております。宅地の北側に畑がありますが受け人の畑でありまして、元々これが田であったことから、この排水路を利用していたようであります。これも畑になっております。

今回の申請地につきましては、昭和59年頃に分筆されたようになっております。その当時、東側の宅地の所有者の先代、西側の田は元々、渡し人の土地であったように聞いております。お互いに先代同士で約束をして、その当時から排水路として利用していたと聞いております。現在もその状況は変わるものでもありません。周辺農地は受け人の畑があるのみで、昭和59年当時から変わるものでもないことから、特に問題ないと考えております。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この地区の推進委員であります小西委員、何かありましたらお願いします。

(小西委員)

8番委員の説明のとおりであります。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

60番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、60番は許可されました。

【受付番号55番】

(農地担当)

続きまして、55番、久米の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

この土地につきましては、●●●●の南側になります。現地は休耕田でありました。東は道路、西は水路を隔てて宅地、南は水路と道路、北側は宅地と小さな沼でありました。農地転用した場合の周辺農地への影響はないものと思われま

す。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

受け人は渡し人の孫娘の夫になります。自宅の近くに家を持たせたいということで、今回の申請に至ったものであります。周囲につきましては、現地調査の報告にもありましたように、東に市道、西に住宅、南に市道、北に宅地というような状況であります。用水、排水、日照、通風、土砂の流出のいずれについても問題ないと思います。地元としては、問題ないものと思っています。

以上であります。

(農地担当)

この地区の推進委員であります伊丹委員、何かありましたらお願いします。

(伊丹委員)

受け人と渡し人は、祖母と孫の関係になります。この土地を開発するにあたっては、この田だけです。周辺農地へ悪影響を及ぼすことはありません。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

55番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、55番は許可されました。

【受付番号56番】

(農地担当)

続きまして、56番、清音三因の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

この現場なんですが●●●●●を南に行きました集落になります。現況は稲刈り後の状態でありました。東側は道路、西側は申請地の残りの田を隔てて宅地、南側は田、北は宅地という状況です。農地転用した場合の周辺農地への影響はないものと思われれます。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員)

現地調査で報告がありましたように、この土地につきまして申請地の北側と西側は●●●の水田であります。東は道路、南側は水田であります。この水田の所有者にも了解を得ているということでもあります。●さんと●●さんの関係であります。●●さんが娘になります。現在、倉敷に住んでおられます。子供が大きくなり住んでいる所が手狭になったことなどから、親元の近くに帰りたいということで今回の申請になったものであります。土砂の流出等、周辺農地への影響はありません。よって、地元としては問題ないことから、よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

この地区の推進委員であります若林委員、何かありましたらお願いします。

(若林委員)

(6 番委員)

農地転用した場合の周辺農地への影響ですが、用水については影響ありません。生活排水等については、排水路へ流す予定になっています。雨水は道路側溝へ排水します。父親の農業経営に伴う住宅と聞いています。隣地所有者とも話をされており、農業機械の出入りについても配慮すると聞いています。周辺の営農者へも協力的でありますので問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しております。例外許可規定として集落に接続して設置される施設に該当いたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

59番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、59番は許可されました。

以上で、議案第57号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第58号 農用地利用集積計画案について】

(農地担当)

議案第58号、農用地利用集積計画案について議題とします。

事務局からの説明の前に、今回の利用集積計画案につきまして、議事参与の制限により、1番委員、4番委員、7番委員、10番委員、13委員、伊丹委員の方々は、退室をお願いいたします。

【1番委員、4番委員、7番委員、10番委員、13番委員、伊丹委員 退室】

(農地担当)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第58号 農用地利用集積計画案について朗読】

(農地担当)

ありがとうございます。

この案の集積面積等について説明をしていただければと思います。

(主査)

それでは、集積面積等について説明をさせていただきます。

1ページ目をご覧ください。

地目別の設定面積であります。田が67万9千826平方メートル、畑が約3万4千473平方メートルで、合わせて71万4千299平方メートルであります。

次に作物別設定面積を見ていただければと思います。

作付け作物としては水稻が一番多く、62万7千平方メートルです。次に野菜になります。

期間別に見ると6年未満の5年間という期間を設定している方が多いようであります。

次に86ページをご覧ください。

農地中間管理機構との設定になります。実際には岡山県農林漁業担い手育成財団になります。設定面積は約38万1千平方メートルを設定しようとするものです。期間別に見ますと10年以上で交付金の交付対象となることから、ほとんどが10年以上の設定になっております。契約期間につきましては、12月20日から契約が開始されることとなります。

以上です。

(農地担当)

事務局より説明がありましたが、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(農地担当)

特にありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、議案第58号の農用地利用集積計画案につきましては、案のとおりということよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

それでは、入室していただいでください。

【1番委員，4番委員，7番委員，10番委員，13番委員，伊丹委員 入室】

(農地担当)

次に，報告事項に入ります。

【報告第36号 農地法第3条の規定による農地等の利用状況の報告について】

(農地担当)

報告第36号，農地法第3条の規定による農地等の利用状況の報告について，事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第36号 報告書について朗読】

【報告第37号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】

(農地担当)

報告第37号，農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について，事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第37号 報告書について朗読】

【報告第38号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第38号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第38号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

20ページ以降は、その他報告事項となっておりますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。

また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日の許可件数は、第3条関係が7件、第4条関係が1件、第5条関係が7件でありました。また、農用地利用集積計画案については承認いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

ここで、5分間休憩といたします。

【午後2時30分 から 午後2時35分まで 休憩】

【日程第4 その他】

